

第4回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和5年10月12日(木)
招集場所 江府町役場2階多目的室

開 会 午前9時00分 会長宣言

出席 農業委員(9人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番	大岩 徹	7番	船越 征子
2番	森谷 雄	8番	本高 善久
3番	松本 良史	9番	遠藤 功
4番	加藤 直行		
5番	長尾 保	11番	宇田川 保
	千藤 誠		竹内 求
	川上 幸恵		見山 収
	浦部 明郎		

欠席 農業委員(2人)・農地利用最適化推進委員(0人)

6番 高津 孝司 10番 山本 信男

職員及び関係者 局長 西岡 浩治

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号議案 非農地証明の申請について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時00分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

7番委員 船越 征子 8番委員 本高 善久

事務局： 失礼いたします。定刻になりましたので第4回江府町農業委員会総会を開会したいと思います。日程に従いまして進めさせていただきます。日程2の農業委員会憲章の唱和ということで、順番をお願いをしております、今回森谷委員さんをお願いしたいと思います。ご起立いただきましてお願いできればと思います。

森 谷： それでは憲章唱和をいたします。

事務局： ありがとうございます。ご着席ください。続きまして日程3でございます。会長あいさつをお願いいたします。

会 長： 改めておはようございます。早朝からお集まりいただきましてありがとうございます。先週は日野郡農業委員会研修交流会、多くの皆さんに出席いただきましてありがとうございました。視察先の株式会社エイトは高地であり寒冷地である阿毘縁地区において特産のトマト栽培を主体に5.3ha稲作との複合経営と言う事で、お話では多くの若手の社員が中心となってそれぞれの裁量と考え方で主体的に生産活動と経営に参画をしている、という風におっしゃったのが印象に残っておりました。次の山上の笠木地区、吉川さんのお話で60haの農地が分布していると言う事でした。そう言った中で認定農業者、農業法人など担い手への農地の集積・集約化そして遊休農地の発生防止と解消、更には新規参入の促進をやっておられて、まさに農地利用の最適化そのものを笠木の皆さんは実践されている姿に大変感銘を受けたと同時に印象に残りました。笠木の取り組みと言うのは我々江府町も十分同じ様に出来るのではないかと言う気がしております。それには見識ある指導者と地域の協力があつての組織だという風に感じております。特に印象的だったのが、日南町の全体で認定農業者が16名いらっしゃると、それから農業法人が17組織もあるという、ここは随分違うな、こう言う事になると農業生産体制なり農地利用の基盤と言うのもある程度できていると言う事は、今まさに課題となっている地域計画の策定の見通しがつくのではないかと非常に羨ましく感じた次第です。次に今年の稲作の生産販売状況については、この後長尾職務代理から資料も作って頂いているようです。この後長尾職務代理より説明を頂く予定にしておりますが、私の方から1点概算金について私見を申し上げたいと思います。一昨年、2年前のコロナ禍による外食産業の低迷によって、本町の概算金価格が1袋1,300円下落して5,400円になりました。こういう状況は農業委員会として看過できないと言う事で、即座に町長に対して稲作農家への支援要請を意見書を以って提出したところです。これによって町長も翌年の2月に総額2,300万もの支援金を町内の稲作農家に給付されました。その後概算金は昨年少し価格がアップするのを期待していたんですが、確か1袋当り僅か150円の上昇にとどまったわけです。今年JAの方から概算金の通知が参りましたが、850円上昇の1袋が6,400円と言う事です。ただコロナ前の1袋6,700円からするとまだ300円未達の状況にあるわけです。稲作経営を取り巻く環境と言うのは複雑な国際情勢と1ドル150円にも迫る円安によって化学肥料が高騰、生産資材も高騰と言う事で相当厳しい環境におかれていることはご案内のとおりです。従って生産団体、集荷団体であるJAが江府米の再生産可能な価格形成に今後も取り組んでいただきたいという思いを強くしております、そうしませんと農協農家組合員の稲作経営が

立ち行かなくなっていて、農家も漂流すると言う危機感を以って農業者、JAと共に共有をさせていただきたいという風に思っております。本日は3議案提案をしますので、よろしく審議の程お願いを申し上げます。それでは早速ですが、長尾職務代理より米を取り巻く情勢についてお話を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

長尾： 報告と言う感じで聞いてもらえればと思います。資料を裏表で準備しております。裏には日本農業新聞の記事を載せております。猛暑で米の等級低下があっていると言う記事でした。特に上の方の新潟県が9月末では1等が15%しかないと言う、米の主産地でそういう状況があって、3等米に追加払いをする様な状況になっていると言う事が書いてあります。なぜ等級低下になっているかと言う話をさせてもらったりすればと思っております。表に戻ってもらいまして概算金については先ほど話がございましたので省略させていただきます。高温障害と等級低下と言う事で昨日現在の1等比率を調べてもらいました。江府町と鳥取西部全体の1等の比率のパーセントを挙げています。江府町はひとめが29.1、コシヒカリが32.1、星空舞が52.2、きぬむすめが19.4、ただきぬむすめが一番遅いので最近まで刈っていますけど、等級落ちの中にはカメムシの被害が非常に多いと聞いていますので、防除がどうしてもずれるのでその影響があるのかなとは思いますが、江府町は特にきぬむすめについては高温障害ばかりではない要因があると言う事は言っておきたいと思っております。鳥取西部全体で見ても同じ様な傾向ですけど、若干江府町の方がきぬむすめは先ほど言った関係で違いますけど、概ね江府町の方が良いですけども、全体で江府町は34.6、鳥取西部全体で32.3、こんな数字は江府町であった事がないです。過去から言えば日南も90%くらい、江府町も90%くらい、大体西部の中では1、2、日南は今年50%くらいはある様です。過去にあった事のない様な状況が起きていると言うのはそこに書いておりますけど、結局は夏の猛暑の影響です。若干技術的な事を書いておりますけど、なぜそんなことになるかと言うと、稲は熱帯夜など夜間の高温で稲の呼吸作用を増加させます。活動をするわけです。日中に生産したデンプンを本当は夜間に糊に移さないといけないんです。根に下ろして根から糊の方に転流と言いますが、流れて行かないといけないんですけど日中に生産したデンプンが呼吸で消費されてしまって、穂や根に送り込む量が少なくなり熟して行く割合が低下する。隙間ができたり乳白米の白未熟粒の発生の原因になります。白未熟粒とは登熟初中期(出穂5日から15日)の高温により発生しやすく、一般的に夜温の影響が大きいとされています。と言う事にして、結局1等になるには整粒の割合が70%以上と言う規定がありまして、検査をしているわけなんですけど、基本的に白未熟粒が整粒ではないという風に位置づけられていますので、結局70%ないと言う事で格落ち、2等になったり3等になったりするわけです。よって本年も高温により白未熟粒が多発し、整粒割合が低下したために格落ちになっています。さっききぬむすめのカメムシの事は言いましたが、基本的には本年のカメムシ被害は全体的に少なかったです。発生防止の事も書いていますが完璧にするのは難しいと思っております。今年みたいな年が毎年あるかどうか、あっては困る訳ですけど、基本的な対応は何をする結論から言うと、1番目、登熟初中期が涼しく温度を下げるしかないわけですし、考えられる方法とすれば作期を変える、盆以降は涼しくなるという事を想定すれば盆前くらいに出穂をすると言うのが理想です。田植えを遅らせると言うのは難しい話かもしれませんがそれが一番手っ

取り早いです。2番目、品種を変える、実は星空舞は高温耐性が強いと言う事で導入されているわけで、もちろん鳥取県の推奨品主なわけですけど、それに変わるあるいは出穂の遅い品種に変えて行くと言う事は確かに考えられるわけですが、星空舞でも半分です。5割しかない江府町で、鳥取西部全体で言えば30%しかない、ですので星空舞を入れただけでは十分な事にはなりにくいという風に感じます。星空舞でも若干遅くした方が良いのかなと言うのは個人の感想です。3番目、水温が低いところでと言う話になると思いますが、高い所では夜温を下げるために水管理をすると言う事が出来るところはそういう方法もあります。出穂5日から15日と言うのは出穂から花が咲く訳ですけど、花水と言う水をしっかり溜めなさいと言う時期になる訳です。15日くらいまでは水を切らしてはいけない時期ですけども、全然水を無しにしない様に足跡水までしてそれ以上はゆっくり捨て夕方以降に水を入れると言うのが寒暖寒水と言いますが、外して当てるの繰り返しを毎日ではなく2日に1回か3日に1回くらいその期間内にしてやると、夜温の田んぼの温度が下がるという事は昔からあります。参考のためにお話をさせてもらいました。以上です。

議長： ありがとうございます。大変良い話をお聞きしました。皆さんの方から質問もあろうかと思いますが、審議が終わった後その他項目で長尾代理に質問がありましたらお願いしたいと思います。それでは日程に従いまして総会を進めさせていただきます。出席確認ですが、本日の出席委員数は委員会会議規則第5条により、委員定数の過半数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。次に議事録署名委員の指名です。署名委員を議長が指名することに異議ありませんか。

委員： 異議なし（全員）

議長： ありがとうございます。それでは議事録署名委員に議席番号7番、船越委員、議席番号8番、本高委員をお願いします。なお会議書記は事務局を指名します。それでは日程に従い報告事項が1件ありますので事務局より説明をお願いします。

事務局： 失礼いたします。報告事項で合意解約について説明をさせていただきます。2ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による合意解約通知があったので報告いたします。受番22番、借人は江府町大字〇〇△△△番地△△にお住いの〇〇〇〇〇さん、貸人は江府町大字〇〇〇△△△番地にお住いの〇〇〇〇〇さんでございます。所在地は大字〇〇字〇〇〇〇〇△△△番△、△△△番△、地目は〇で合計面積が△、△△△㎡でございます。根拠法令等につきましては経営基盤強化促進法で当初の契約期間は令和△年△月△日から令和△年△月△日までの△年△ヶ月でした。合意解約の成立日は令和△年△月△日、土地の引渡日も令和△年△月△日で実際の契約期間は△年△ヶ月で解約の理由につきましては借受人の都合によるものでございます。場所につきましては3ページに航空写真を付けております。ピンクで示してありますところが該当農地になります。以上です。

議長： 合意解約について説明がありました。この点について質問、意見のある方は挙手をお

願います。無いようですので議事に入らせていただきます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、事務局より提案説明をお願いします。

事務局： はい、議案第1号でございます。4ページに掲載しております。農地法第3条について提案をさせていただきます。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の規定のより、意見を決定するため審議を求めます。申請番号20番、所有権移転と言う事で所在地は全て大字〇〇〇〇でございます。字〇〇△△△番△、〇、△△△㎡、字〇〇△△△番△、〇、△△△㎡、同じく字〇〇△△△番△、〇、△、△△△㎡、字〇〇△△△番△、〇、△、△△△㎡、字〇〇△△△番△(△)、〇、△△△㎡、字〇〇〇〇△△△番、〇、△△△㎡、同じく字〇〇〇〇△△△番、〇△△△㎡の△筆で合計面積が△、△△△㎡でございます。譲渡人は江府町大字〇〇〇△△△番地△にお住いの〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇〇〇△△△番地△△にお住いの〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇と言う事で〇さんが耕作をされています。場所につきましては5ページに航空写真を付けております。先月28日に大岩委員さんと見山推進委員さんに現地確認をさせて頂いております。以上でございます。

議長： 提案説明が終わりましたので、補足説明を担当の方からお願いをしたいと思います。

大岩： 土地については事務局の方で説明をされた通りでして、〇〇〇さんは〇〇には住んでおられますけども、農業については〇〇〇さんから〇〇をされておられて、現役で耕作をされているところで、所有権移転については問題ないと思います。

議長： ありがとうございます。見山推進委員はよろしいですか。

見山： 特にありません。

議長： 分かりました。本件について質問、意見のある方は挙手をお願いします。特に無いようですので、採決を取らせていただきます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委員： はい(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定をいたしました。続きまして議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、提案説明をお願いします。

事務局： はい、議案第2号でございます。6ページをご覧ください。農地法第3条につきまして提出をさせていただきました。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の規定により、意見を決定するため審議を求めます。申請番号23番、権利につきましては所有権移転でございます。所在地は大字〇〇〇字〇〇〇〇△△△番△、地目は〇で△△㎡でございます。

す。譲渡人は江府町大字〇〇〇△△△番地にお住いの〇〇〇さん、譲受人は同じく江府町大字〇〇〇△△△番地にお住いの〇〇〇〇さんでございます。こちらも同日に大岩委員さんと見山推進委員さんに同行していただきまして、現地の確認をさせていただきました。以上でございます。

議 長： はい、以上提案内容につきまして大岩委員の方から補足説明をお願いします。

大 岩： 昔はよくあったかもしれませんが、土地をそれぞれ交換と言う事でおられたと言う事で、今回〇〇〇集落に地籍調査が入っておりまして、その時点でお互い話をされたところがありまして、今現在の耕作者の〇〇さんの方に譲渡すると言う形で今回掛けられたと言うに聞いています。実際それぞれの自宅の真裏にありまして、土地としても繋がっておりますし、問題はないと思います。

議 長： 補足説明を頂きました。皆さんの方で質問、意見のある方は挙手をお願いします。以前に土地交換で利用をされていたんですね。

大 岩： そうです。

議 長： 今回地籍調査があったから権利関係が明白になったので、きちんと登記簿上の所有権移転登記を完了しようと言う事で提案をされているものですね。

大 岩： はい。

議 長： ありがとうございます。ございませんか。無いようですので採決を取らせていただきます。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定をいたしました。続きまして議案第3号、非農地証明の申請につきまして、提案説明をお願いします。

事務局： はい、8ページに掲載しております。議案第3号、非農地証明の申請がございました。このことについて提案をいたします。下記農地に係る非農地証明について可否を求めたいと言う事で提出をさせていただきます。申請番号21番、所在地は大字〇〇〇字〇〇〇△△△番△、地目は〇で面積は△△㎡でございます。所有者は江府町大字〇〇〇△△△番地△にお住いの〇〇〇さん、備考欄に記載しておりますが、昭和△△年頃から〇〇〇の作業場として建築物を建てられております。現在は農機具庫として使用しておられまして、農地として利用していないのが実態でございます。こちらも大岩委員さんと見山推進委員さん同日現地の確認をさせていただきました。場所につきましては9ページに記載しております。以上でございます。

議 長： 大岩委員さん引き続きお願いします。

大 岩： この中では番地が分かれています、実際の建物は納屋と続きで建てられたままで、既に車庫として利用をされていますし、宅地内にある建物で間違いございませんし、今回の申請も適切だと思います。

議 長： ありがとうございます。本件について質問、意見のある方は挙手をお願いします。無いですので採決を取らせていただきます。議案第3号、非農地証明の申請につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定をいたしました。審議は以上であります。日程に従い7番その他について事務局より説明をお願いします。

事務局： はい、7番その他でございます。（1）次回の農業委員会総会の開催日について、来月11月9日木曜日、午前9時30分から開会させていただきたいと思います。会場は同じくこの場所、多目的室で開催させていただければと思います。（2）次回の農地相談会と言う事で10月26日木曜日午後1時30分から午後3時30分までと言う事で、場所は1階中会議室の方で行いたいと思います。担当委員さんは船越委員さんと高津委員さんをお願いします。（3）11月の農地相談会につきましては11月22日水曜日、例月は第4木曜日に行っておりますが、11月は祭りにあたりますので、水曜日の午後1時30分から午後3時30分開催させていただければと思います。場所は役場1階相談室の方で、遠藤委員と山本委員さんにお世話になればと思います。

議 長： 以上について何かご質問等がございますか。それでは事務局、次をお願いします。

事務局： はい、お手元の資料1、農地パトロールの説明の資料をご覧ください。1ページをご覧ください。農地パトロールの実施日程と言う事で、実施日は10月18日水曜日、8時45分からパトロールの推進会議を30分間、こちらの場所で予定をしております。9時15分から9時45分を出発式、天気が良ければ正面玄関の付近で行いたいと思っております。終わり次第パトロールに出発していただきます。町長が午前中俣野方面に随行をされます。県の農業会議の方から山脇会長さんが是非とも出発式に来て挨拶をしたいと、可能であれば帰りの道すがら米沢方面でも場所が覗ければと言う事でございます。2ページには農地パトロール推進会議の次第を付けております。3ページ目には出発式の次第を掲載しております。加藤会長の挨拶を頂き来賓としましては江府町長、町議会議長三好議長、県農業会議山脇会長の挨拶を頂ければと思います。実施方法の説明については職務代理の長尾代理の方で説明を頂ければと思っております。原稿案としまして4ページに掲載をしております。その内容につきまして各委員さんのお手元に公文書を置いております。公文書の2枚目に当日の配車等の掲載をさせていただきました。

よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 年間の大きな行事の一つであります農地パトロールについて説明をして頂きました。ご質問、意見があろうと思ひますのでお願ひします。今年には町長も現地に出かけてやるという事ですので、私も午前中は町長と一緒に俣野方面に行きたいと思っております。先ほどありました様に鳥取県農業会議の会長が倉益事務局長と一緒に出発式にお邪魔したいという事でしたので受けさせて頂いて、もし倉吉に帰られるときにどこか見たいという事であれば、高津委員さんと川上推進委員さんのところの御机の圃場辺りを、帰られる際に見て頂けたら、少し案内をしたらという風に思っております。

事務局： 初めて出て頂きます委員さんにつきましては分からない所は個別に聞いていただければ、事務局の方で答えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議 長： 何か不明な点があったら事務局の方に紹介してください。それでは次に長尾代理より説明を頂きましたが、米の事柄について皆さんの方から質問、意見を頂きたいと思ひますが、長尾代理きぬむすめは作柄がずいぶん遅くなって、ひとめぼれときぬむすめは1ヶ月近くきぬむすめが遅いけど、きぬむすめの等級が低いと言うのは逆に意外だと思ひますが。

長 尾： ほんとは理屈上から言えばきぬむすめの方が1等比率が良くないといけません。鳥取西部全体から言うときぬむすめの方が良いです。江府町の場合はたまたま検査が始まってカメムシが結構いたので、今の白ミルクとは別の原因で1等落ちが、これは皆に入っていますから、江府町の場合はたまたまだったと思ひます。西部管内で見ても出穂が遅い品種ほど等級は良いと思われまふ。江府町はまだ始まったばかりだったので不良は少ないのでそうなっていますけども、きぬむすめは値段が安くなったのかな。星空舞はコシと変わらず高くなりましたので増えるのではないのでしょうか。

議 長： 遠藤委員さん今年の作柄と等級はどうなりましたか。

遠 藤： はい、慣行栽培につきましては量は変わりませんでした。ただ特別栽培米については収量も悪いし質も悪いです。やはり高温障害にやられたみたいで、かけ流しを試みたけど効かないです。

議 長： かけ流しと言うのは常に循環させる。

遠 藤： はい、やってみただけど効きませんでした。と言う様な状況でした。

川 上： 質問しても良いですか。きぬむすめのカメムシが多いと言うのは、へり防除ですか、それとも個人ですか。

長 尾： はっきりとは分かりませんがおそらくそうだと思います。へり防除に頼るとコシと

かひとめとかも有るわけで、時期がどうしてもコシを中心になりますので。

松 本： うちでは別でやってもらっています。

長 尾： だから別でしておられるところは良いのではないですか。

遠 藤： 私もきぬむすめを作っていますが、遅く防除をしてもらったんです。そうしたらカ
メムシはおりませんでした。

議 長： 自分のところはこうだったよ、と言う方があったらお願いします。見山さん。

見 山： うちではきぬを作っています。農協が間違えて特別栽培米と一緒にしてもらって、8月
の初めと8月の終わりに出来る分だから、きぬはミニライスに出したので品物を見てな
いのでどうなったか聞いてないですけど。

議 長： ありがとうございます。その他皆さんの方から、なんでも結構ですのでお願いしま
す。

川 上： 良いですか。勉強不足なんですけど、今日いろいろと協議をされた4ページの表に農地
と書いてあるところに農振農用地と農振地域外とありますが、その区別はどこが基準で
こうなっているんですか。

事務局： はい、2つ法律がありまして、農業委員会は農地法に基づいて手続きをしております
けども、産業建設課で扱っております農業振興整備と言う計画がございまして、農地を
守らなければいけないと言う事で、重点的な農地につきましては農振農用地と言う表現
をしまして、後世に残して行かないといけないと言う事で町が計画を立てて農振農用地
と言うので区分をしております。

川 上： ありがとうございます。

議 長： その他いかがでしょうか。いろいろとご審議頂きましてありがとうございました。本
日の総会は以上を持ちまして閉じさせていただきます。ありがとうございました。

令和 年 月 日

署名委員 7 番委員

署名委員 8 番委員